

改正

平成23年 3 月23日 条例第 8 号
平成25年 3 月18日 条例第 9 号
平成26年 3 月26日 条例第14号
平成27年 3 月23日 条例第14号
平成28年12月19日 条例第52号
平成30年 3 月19日 条例第12号
令和元年 6 月24日 条例第23号

佐野市デイサービスセンター条例

佐野市デイサービスセンター条例（平成17年佐野市条例第131号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 高齢者等の福祉の増進を図るため、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第 2 項の規定に基づき、佐野市デイサービスセンター（以下「センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
佐野市遠原の里デイサービスセンター	佐野市閑馬町515番地 3
佐野市葛生あくとデイサービスセンター	佐野市あくと町3084番地

（事業）

第 3 条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- （1）入浴サービスに関すること。
- （2）給食サービスに関すること。
- （3）機能訓練に関すること。
- （4）健康状態の確認に関すること。
- （5）生活等に関する相談及び助言に関すること。
- （6）介護方法の指導に関すること。
- （7）送迎に関すること。
- （8）前各号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な事業

（指定管理者による管理）

第 4 条 市長は、センターの管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者の業務）

第 5 条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- （1）第 3 条各号に掲げる事業の実施に関すること。
- （2）センターの通所の承諾に関すること。
- （3）センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- （4）前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務

(開館時間)

第6条 センターの開館時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、これを変更することができる。

(休館日)

第7条 センターの休館日は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

区分	休館日
佐野市遠原の里デイサービスセンター	(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
佐野市葛生あくどデイサービスセンター	(1) 日曜日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(通所することができる者の範囲)

第8条 センターに通所することができる者は、次に掲げる者（その者を現に養護する者を含む。）とする。

- (1) 老人福祉法第10条の4第1項第2号の措置に係る者
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費又は介護予防通所介護に係る介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費の支給に係る者
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による居宅介護（介護保険法第8条第7項に規定する通所介護に限る。）又は介護予防（同法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に限る。）に係る介護扶助に係る者
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第1項の規定により特例介護給付費を支給する旨の決定を受けている者
- (5) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項の措置に係る者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認める者

(通所の申込み等)

第9条 センターに通所しようとする者は、あらかじめ、指定管理者に申し込み、その承諾を得なければならない。

(通所の制限)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、通所を拒むことができる。

- (1) センターの設置の目的に反するとき。
- (2) 感染性の疾病に罹患しているとき。
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (4) センターの施設又は附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があるとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第11条 第9条の通所の承諾を得た者（以下「通所者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（利用料金等）

第12条 通所者は、指定管理者にセンターの施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の定める日までに納付しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、納付期限を延長することができる。

2 利用料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 第8条第1号に該当する者 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）又は指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）に準じて算定した額

（2） 第8条第2号又は第3号に該当する者 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準又は指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準により算定した額

（3） 第8条第4号に該当する者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）により算定した額

（4） 第8条第5号に該当する者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に準じて算定した額

（5） 第8条第6号に該当する者 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準若しくは指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に準じて算定した額

3 指定管理者は、前項に定めるもののほか、第3条各号に掲げる事業を行うために必要な食費等の実費の全部又は一部を通所者に負担させることができる。

4 利用料金及び前項の実費は、指定管理者の収入とする。

（損害賠償の義務等）

第13条 通所者は、故意又は過失によりセンターの施設又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 通所者は、センターの施設又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、速やかに、その旨を指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

（委任）

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までにこの条例による改正前の佐野市デイサービスセンター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の佐野市デイサービスセンタ

一条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(佐野市高齢者福祉センター条例の一部改正)

3 佐野市高齢者福祉センター条例（平成17年佐野市条例第137号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成23年3月23日条例第8号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月18日条例第9号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月26日条例第14号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月23日条例第14号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月19日条例第52号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月19日条例第12号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月24日条例第23号）

この条例は、令和元年7月1日から施行する。